

○ 入国管理の更なる強化

出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象を拡大し、水際対策を強化して感染拡大を防止する。

1. 新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高いものとして、本邦への上陸申請日前 14 日以内に、中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等¹に加え、浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする²。
2. また、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする³。

¹ 国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和 2 年 1 月 31 日）。

² 令和 2 年 2 月 13 日午前 0 時（日本時間）から実施（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としない）。

³ 令和 2 年 2 月 13 日午前 0 時（日本時間）から実施。